

平成二十六年三月十四日受領
答 弁 第 六 二 二 号

内閣衆質一八六第六二号

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員 柚木道義君提出配合剤「デイレグラ」への新薬創出・適応外薬解消等促進加算の適用に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出配合剤「ディレグラ」への新薬創出・適応外薬解消等促進加算の適用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの新薬創出・適応外薬解消等促進加算（以下「新薬創出等加算」という。）の趣旨については、小児若しくは希少疾病領域を対象とした医薬品又は難病等既存の治療薬では十分な効果が得られない疾病に対する医薬品等の真に医療の質の向上に貢献する医薬品の研究開発を行っている製造販売業者が製造販売する医薬品であること等を要件として、当該製造販売する医薬品の薬価に加算をするものである。

また、お尋ねの新薬創出等加算については、平成二十六年度の薬価制度の見直しにおいて、その在り方について中央社会保険医療協議会で議論されたところであるが、平成二十六年二月十二日の同協議会の答申の附帯意見において、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況や財政影響を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目の在り方等現行方式の見直しについても検討すること」とされており、政府としては、ディレグラ配合錠その他の対象品目の在り方を含め、今回の薬価制度の見直しに向けて、更に検討してまいりたい。